



第432号

**公益社団法人
徳島県環境技術センター**

発行

 徳島市津田海岸町 2-33
 電話 (088) 636-1234(代)
 FAX (088) 636-1122
 発行責任者 大坂 利弘
 編集者 原岡 艶甲

徳島県が人事異動発令


徳島県は 4 月 1 日付けで、平成 28 年度の定期人事異動を発令した。消費者庁や国民生活センターの移転実現に向けて組織を改編し前年度より 31 人少ない 611 人の異動となった。

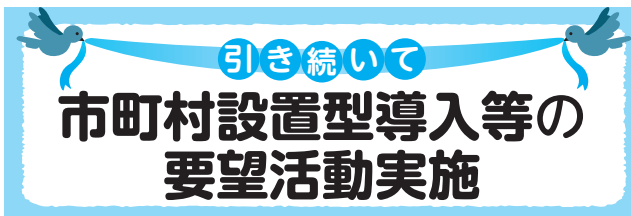
センター関連の異動では、県土整備部長に原一郎氏（経営戦略部長）、同水・環境課長に片岡功一氏（企業局経営企画戦略課政策調査幹）が就任。県民局関係では東部保健福祉局長に森裕二氏（西部総合県民局副局長）、南部総合県民局保健福祉環境部長に桑村光明氏（県土整備政策課長）、西部総合県民局保健福祉環境部長に新居美佐子氏（観光政策課長）が、住宅課建築指導室長には椎野洋三氏（都市計画課まちづくり創生担当室長）が就任した。

なお今年度は、女性職員の活躍推進に向け、係長以上に 352 人の女性を登用（前年度比 4 人増）し、全管理職に占める女性管理職の割合が 9 % と過去最多を更新した。

尚、センター関係の主な人事は次のとおり（敬称略）

□ 県土整備部長 水・環境課長 副課長 住宅課建築指導室長	原 一 郎 片 岡 功 一 森 文 孝 椎 野 洋 三
□ 東部保健福祉局長 徳島保健所 副局長 課長 吉野川保健所副局長 課長	森 裕 二 大木元 繁 三 宅 崇 仁 湯 浅 京 子 吉 田 秀 幸
□ 南部総合県民局長 保健福祉環境部長 次長 環境担当 課長補佐	小 泉 憲 司 桑 村 光 明 天 野 啓 造 宮 本 忠 良
□ 西部総合県民局長 保健福祉環境部長 副部長 環境担当 課長	新 田 多 門 新 居 美 佐 子 森 吉 憲 三 岩 佐 智 佳

※下線は 28 年度の人事異動で就任された方です。



県環境技術センターは、1 月に実施した上板町、美波町、小松島市、牟岐町、海陽町、藍住町に続いて、下記市町長に対して、浄化槽による污水处理施設の整備についての要望活動を実施した。

<市町村長への要望活動>

- 1 月 29 日午後 古川保博北島町長訪問
- 2 月 12 日午前 川原義朗東みよし町長訪問
- 2 月 15 日午後 玉井孝治板野町長訪問
- 2 月 17 日午前 野崎國勝阿波市長訪問
- 2 月 17 日午後 岩浅嘉仁阿南市長訪問

<要望書の内容>

- ①下水道との役割分担の中で「環境にも財政にも優しく地震に強い浄化槽」を市町村設置型（PFI 方式）により一層の整備促進を図られたい。
- ②浄化槽の適正な維持管理を確保するための助成制度の創設や公的な組織による管理体制を図られたい。
- ③公共施設に設置された単独浄化槽を合併浄化槽へ転換を図られたい。



藍住町訪問に続き、1 月 29 日、大坂会長以下県環境技術センター執行部は、合併浄化槽の推進など浄化槽に関する要望活動のため、北島町の古川保博町長を訪問した。

要望に対し古川町長は、污水处理の 10 年概成は聞いているが、そのためには、国・県からの大幅な支援増が必要との認識を示し、下水道での町内全域整備は非常に困難な状況であるとした。

しかしながら、これを浄化槽で整備するとしても、同じように負担が増えるのではないかと疑問を呈した。

この問題に対し環境技術センターは、PFI を活用した市町村設置型の導入例として、町の負担がほぼゼロで合併浄化槽を整備する方法を提案した。

古川町長は本日提案いただいた内容を再度町内部で



検討し、PFI 方式での整備が可能かどうか判断したいとした。

古川町長に
要望書を提出

川原東みよし町長に要望 市町村型浄化槽や適正管理等

2月12日、大坂会長以下県環境技術センター執行部と地元会員企業4社（(有)武田設備、川原プロパン(有)、(株)タルミ、(有)久保衛生）は合併浄化槽に関する要望のため、川原義朗東みよし町長を訪問した。

要望に対して川原町長は、町の方針としては、下水道の早期整備と接続率向上を優先し、浄化槽については、補助のあり方を見直すものの、事業は継続して実施する。

但し、浄化槽工事において、町外業者が多く参入している現状は改める必要がある。どのような方策があるのか、市町村型も含め幅広く検討したいとの意向を示した。



川原町長に
要望書を提出



左より会員企業（(有)武田設備、川原プロパン(有)、(株)タルミ、(有)久保衛生）

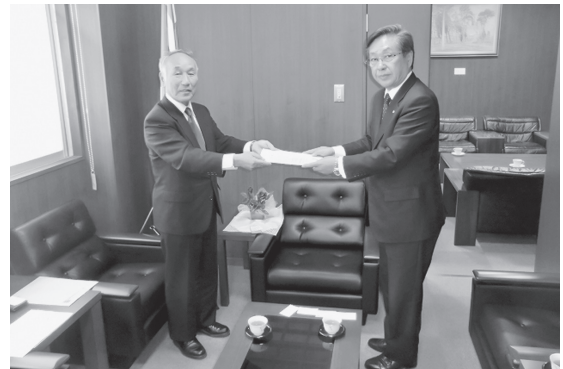
玉井板野町長を訪問 市町村型浄化槽等を要望

2月15日、大坂会長以下県環境技術センター執行部4名は、前記要望活動のため、板野町を訪問、玉井孝治町長と面談した。

玉井町長は基本的に今後も下水道計画を推進する方針で有り、浄化槽との二兎は追えないとの意向を示した。

その後、センターは町の負担の少ない市町村設置型（PFI方式）導入による浄化槽の整備方法の一例を提案した。

これに対して玉井町長は市町村型PFI事業の持つメリットは理解出来たが、やはりPFI事業の危うさが拭いきれないため、他の動向を見ながら対応したいと述べた。



玉井町長に要望書を提出

野崎阿波市長を訪問 市町村型浄化槽等を要望

2月17日、大坂会長をはじめとする県環境技術センター執行部は、阿波市を訪問、野崎國勝市長に対し、市町村型浄化槽の導入等について要望活動を行った。

当日は、野崎市長の他、藤井副市長、市原政策監、林環境衛生課長、古谷課長補佐他浄化槽担当者にも対応して頂き、阿波市の汚水処理の現状や対策などにつき説明を受けた。

要望に対して野崎市長は、下水道計画を白紙にし、生活排水処理は浄化槽で対応することにした。

その普及策としては、補助金の上乗せなどを考えている。

但し、浄化槽を進めるにあたっては、住民への意向調査を踏まえた上で、市町村型PFIでの普及も検討するよう担当部署に指示をしているとの説明を受けた。

一方、野崎市長は、導入に際して当市には側溝などの放流先がなく、地下浸透している単独浄化槽が数多く残っており、これらをどのようにして転換するかという課題も併せて検討しなければならないとの見解も示した。





岩浅阿南市長に要望 市町村型浄化槽の導入を要望

県環境技術センター執行部と阿南地区会員 8 社は、2 月 17 日、浄化槽の設置と適正管理推進を要望するため、阿南市役所に岩浅嘉仁市長を訪ねた。

大坂会長と阿南地区会員は、今後、財政負担上の観点から下水道の整備を続けることは困難であることから、生活排水処理対策は以前から提案している市町村設置型浄化槽を PFI 方式で行うことが最も有効として導入を求めた。

これに対し、岩浅市長は「阿南市では、下水道の 1 期計画を進めることを優先しており、同時に市町村型浄化槽を導入するのは困難である。

また、環境保全課でも検討はしているが、市が所有することによって大きな責任と負担が生じることになるため、なかなか踏み切れない。」と回答。

しかし今後は、阿南市会員で立ち上げた PFI 研究会には環境保全課も参加し、導入に向けての協議を継続して行うことで合意した。



岩浅市長に
要望書を提出



阿南市長と阿南地区会員

(株)アズマ四国、岩戸建材金物センター、(株)ウォーターサポート久積、中野工業(株)、松田水道、(有)松原設備工業、(有)吉崎建材店

入会企業紹介

3 月 11 日の理事会において次の企業の入会が承認され、4 月 1 日付けで入会されました。

企業名：西日本高速道路エンジニアリング四国(株)
代表者：保崎 康夫
所属部会：保守点検部会



松山市で 浄化槽の 施工現場を視察

徳島県では、以前から施工に関する問題が提起されており、中でも基礎工事に関する不備を指摘する声が多かった。そのため、2 月 4 日、県環境技術センターの宮内事業企画推進室長と北野課長補佐は、浄化槽の適正な施工方法等につき先進県視察のため(公社)愛媛県浄化槽協会を訪問した。

(公社)愛媛県浄化槽協会は、平成 13 年度から、松山市の委託を受け、浄化槽施工時の中間検査などを行い、適正な施工の確保並びに施工管理の徹底に四国でいち早く取り組んでいる。

まず協会事務所で①松山市の中間検査の手順や判断基準②現場打ちと浄化槽用 PC 底板の施工比率③今後の課題等について、坂東篤水質分析課長他担当者から資料を基に丁寧な説明を受けた。

その後、法定検査業務や環境学習についても、情報交換を行った。

翌日は、(株)環研エンジニアリング伊藤貴志男社長のご厚意により、松山市内の浄化槽施工現場で実際の設置工程を見学した。

現場では坂東課長の立ち会いのもと、高度な技術を駆使した施工工程について、詳細な解説を受け、浄化槽用 PC 底板を含む浄化槽の適正な施工方法に関する見識を深めた。

作業の合間には質疑応答の機会も得られ、現場で実施・監督していた浄化槽設備士にも質問ができ、浄化槽の施工技術について、専門的な内容を知ることができた。

今回の視察は、今後センターとして取り組まなければならない課題解決に大変参考となった。



浄化槽管理士 特別認定更新講習会 を開催

県環境技術センターは、2月25、26の両日午後2時より浄化槽管理士特別認定の更新講習会を開催した。

この講習は、浄化槽管理士特別認定制度（徳島県版指定採水員制度）において、11条検査の代行ができる特別認定の有効期限が1年であり、更新する場合に受講を義務づけた講習会であり、今年度では2回目となる。今回は両日合わせて対象となる管理士41名が受講した。

1限目としてセンター検査第2課淵本主任から、今年度の実績や代行検査の実施時に注意すべき事項、クロスチェックの方法や一次検査の評価方法について解説した。

次に管理士各自が所持している測定機器を使って機器の校正や既知サンプルを測定するといった実習を行った。特に既知サンプルの値と実際の測定値との差



事務局だより

法定検査のお知らせ

次の日程で法定検査を実施します。

○11条検査

日程：平成28年4月4日～5月6日
地区：徳島市・三好市・石井町・東みよし町

○7条検査

日程：平成28年4月4日～5月6日
地区：徳島市・鳴門市・吉野川市・阿波市・美馬市・松茂町・板野町・つるぎ町

○那賀町検査（らくらくあんしん協議会）

日程：平成28年4月4日～5月6日
地区：那賀町全域

○神山町検査（神山町きれいな水づくり協議会）

日程：平成28年4月4日～5月6日
地区：神山町全域



がどれだけか、といった普段では行わない内容に、受講者は若干の戸惑いはあったものの真剣に実習操作を行っていた。また受講者から積極的な質疑応答があり熱の入った活発な講習会となった。受講した管理士41名は3月に更新手続きを完了する予定である。

水 質 計 量 便 り

～桜と化学反応～

春の訪れを感じはじめてから、気がつけばもうすっかり暖かくなりました。今年も桜の咲く時期がやってきます。奥ゆかしく、控えめなピンク色が私たちの心をとらえて離さないのでしょうか（*^_^*）。とても楽しみです。

桜は多くの万葉集の歌にも歌われるように、昔から日本人に愛されてきました。そして、美しさだけでなく、様々な用途としても利用されています。

例えば、桜湯。お祝いの席で振る舞われます。桜餅もおなじみですね。その他、『桜皮』と呼ばれ、鎮咳剤の生薬としても使われているそうです。

さて、桜餅と聞くと、いわゆる『桜の匂い』という特有の匂いを思い出すのではないのでしょうか？これは桜の葉に含まれる『クマリン』と呼ばれる物質の匂いだそうです。しかし、木に生えた葉からは匂いがしません。これは桜の葉を塩漬けにするなど、細胞が壊れると液胞内に存在している「グリコシド」と呼ばれる物質が酵素の加水分解反応等によってクマリンを生成し、芳香を発するようになるからだそうです。

また、桜色に注目すれば、草木染にも利用されています。少し驚いたのが、てっきり桜の花びらを使っているのかと思いきや、枝など木部を利用しているそうなんです。

この桜色の色素は、シアニジンと呼ばれるアントシアニン系で、芳香環に多数水酸基がついている構造をしており、これがセルロースと強く親和し、繊維の表面に吸着されることにより染色できるそうです。さらに pH を変えたり、媒染剤を使用することにより、風合いや、色合いを変えるようです。

紫キャベツの色素であるアントシアニンが、pH によっていろいろな色に変わるのと同じなんですね（*^__^*）。

by koizumi

お知らせ

①平成 28 年 6 月 30 日を以て小松島支所の廃止が決定致しました。7 月以降は徳島事務所で受け付け致しますのでよろしくお願い致します。

②第 6 回定時社員総会は下記日程で行う予定です。日程調整をお願い致します。

日時：平成 28 年 5 月 30 日（月） 午後 3 時（予定）